

新旧比較表

■インターネット接続サービス契約約款

変更事項	変更前	変更後
第15条 (インターネット接続サービスの終了)	該当なし	<p>第15条 (インターネット接続サービスの終了)</p> <p>社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充等に伴い、当社はインターネット接続サービスまたはその一部を終了する場合があります。なお、この場合当社は、相当の期間をもって事前に契約者に通知するものとします。</p> <p>2 当社は、終了するインターネット接続サービスまたはその一部に対し、代替するインターネット接続サービスを指定することがあります。この場合、契約者は当社が指定するインターネット接続サービスに変更していただきます。</p>
第16条 (当社が行う契約の解除)	<p>第16条 (当社が行う契約の解除)</p> <p>当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 第21条 (利用停止) の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 第21条 (利用停止) の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。</p> <p>(3) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。</p>	<p>第17条 (当社が行う契約の解除)</p> <p>当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 第22条 (利用停止) の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 第22条 (利用停止) の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。</p> <p>(3) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。</p> <p>(4) 当社は、第39条に定める設備の設置、交換、調整、検査、修理等のための契約者が 所有または占有する土地、建物その他の工作物等への立ち入りについての協力等が、当社が事前に指定した期日までに供されない場合、催告のうえ契約を解除することがあります。</p> <p>(5) 当社が終了するインターネット接続サービスまたはその一部に代替するインターネット接続サービスとして指定したインターネット接続サービスへの変更契約者が応じない場合、契約を解除する場合があります。</p>
第38条 (利用に係る契約者の義務)	<p>第38条 (利用に係る契約者の義務)</p> <p>2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力していただきます。</p>	<p>第39条 (利用に係る契約者の義務)</p> <p>2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、交換、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力していただきます。</p>
第15条以降		第15条に追加により、以降の条番号を繰り下げ

<p>契約約款 附則</p>	<p>契約約款附則（<u>2020年3月30日</u>） （実施期日） 1 当契約約款は一部改定し、<u>2020年3月30日</u>より実施します。 後略</p>	<p>契約約款附則（<u>2020年9月1日</u>） （実施期日） 1 当契約約款は一部改定し、<u>2020年9月1日</u>より実施します。 後略</p>
<p>料金表</p>	<p>（料金の計算および請求） 5. 料金計算の起算日はインターネット接続サービスを受け始めた翌月初日、終了日は契約の解除の日とし、暦月に満たない日数については1ヶ月とします。</p>	<p>（料金の計算および請求） 5. 料金計算の起算日はインターネット接続サービスを受け始めた翌月初日、終了日は契約の解除の日とし、暦月に満たない日数については1ヶ月とします。 ただし、当社が別に定めるドコモ光向け ISP サービスへの変更に伴い、インターネット接続サービス契約の解除があったときは、暦月に満たない日数については日割りで計算します。</p>
<p>料金表</p>	<p>（コースの終了） 11.インターネット接続サービスのコースは終了する場合があります。なお、終了するにあたり、当社は終了するコースの加入者に連絡し、加入者は当社が指定するコースに変更していただきます。</p>	<p>削除</p>
<p>料金表 附則</p>	<p>（実施期日） この料金表は、<u>2020年3月30日</u>に実施します。</p>	<p>（実施期日） この料金表は、<u>2020年9月1日</u>に実施します。</p>